

事務職員の方にお渡しください。

M O C 通信

年間スケジュール

◇研修

2012年11月9日(金) 「業務妨害対策～あなたならどうする!？」@川崎支部

2013年

1月末 「保全仮処分～占有移転禁止仮処分」@関内

3月中 「建物明渡～現場立会実務」@関内

4月中 「テーマ未定(執行関係を予定)」@関内

5月中 「書類取り寄せ」@相模原支部

6月中 「家事手続」@関内

◇企画

2012年 10月13日(土) BBQ@海の公園 11時～(参加者33名)

12月7日(金) 忘年会 @関内周辺

2013年 2月中 未定

4月初 BBQ @大池公園

・・・その他検討中♪

◇通信

2012年 11月1日 151号発行予定

2013年 2月1日 152号発行予定

4月1日 153号発行予定

6月1日 154号発行予定

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを元に1985年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後での、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQや工場見学等のレクリエーション等を活動内容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。
これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

29 期会長挨拶

今期 MOC 会長を務めさせていただきます横浜合同法律事務所の柳原です。早いもので会長5期目となります。相も変わらず周りの役員のみなさんにおんぶに抱っこといった感じではありますが、今期はもう少し頼りがいのある会長を目指して頑張っていけたらと思っております。

今期、MOC の活動スローガンとして会員拡大を掲げております。仕事でわからない事があるとき、すぐに聞ける仲間がいることは大変ありがたいことです。このような仲間を増やし、法律事務員の輪を広げていく為にも、MOC はみなさんの実務に役立つ研修、交流を深めるイベントを企画しております。

興味のある方は是非一度 HP をご覧になっていただき、この大きな輪の 1 人になっていただきたいと思います。

横浜合同法律事務所 柳原

弁護士会発行の「印鑑証明書」が支部でも発行開始されています！

弁護士職印の印鑑証明書は、これまで横浜弁護士会の本部でしか申請・受領できませんでしたが、今年10月10日(水)から(横須賀支部はH25.2.1から開始予定)所属支部で印鑑登録をした場合につき、所属支部での窓口申請・受領が可能になっています。本部と支部の扱いの違いは下記のとおりです。

◇ 印鑑登録制

本部での証明申請に事前登録は不要ですが、支部の場合は事前登録が必要で、登録できる印鑑は1つのみです。登録用紙は弁護士会支部に備え付けてあり、事務職員でも申請可能です(身分証明と登録印を持参)。

◇ 発行を扱っているのは印鑑証明のみです

弁護士会では様々な証明書を申請・受領することができますが、支部では印鑑証明書のみでの発行です。印鑑証明の交付願は窓口または会員サイトからダウンロードできます。下記の証明書等については、従前どおり本部に申請してください。

- * 在会証明書～横浜弁護士会の会員であることの証明書
- * 住所証明書～事務所の所在地が記載されている証明書
- * 新旧事務所証明書～事務所を移転した場合などに、事務所名が異なるが同一の弁護士であることの証明書
- * 後見証明書～後見人等であることの証明書 …等々

◇ 発行枚数は10枚まで。

本部では上限が19枚。20枚以上必要な場合は、何に使用するのかを明らかにし役員決裁が必要です(数日かかります)。支部の場合は、上限が10枚。それを超える場合には弁護士作成の「上申書」が必要です。

◇ 発行時間

本部 9:00～17:00

支部 9:30～17:00

川崎合同法律事務所 鈴木

BBQ 報告

10月13日(土)@金沢区にある『海の公園』にて、BBQを開催しました。本来なら4月にお花見として行う予定でしたが、あいにくの雨で中止に…。「リベンジを！」とのお声も多数いただいていたので、再度企画させていただきました。

場所を押さえるところから、前日の役員メールスまで、「炭はどれくらい要るのか」とか、「女子的にキュウリが食べたい」、「ノンアルのカクテルが飲みたい」などと個人的な要望も絡めつつ準備を進め、迎えた当日。秋晴れのとっても良い天気、昼過ぎからは

風も無く、絶好のBBQ日和でした。お子様4人を含め、今回のBBQ参加者は33名と、大人数でワイワイ楽しく開催することができ、BBQ初参加だった私はとっても楽しめました。お肉にお魚、焼きそばなど、ワイルドに焼きつつ食べつつ、お酒も入ってあちこちで会話に花がさい

ていたようです。

今回は11時からの開催でしたが、早起きして千葉から参加された方や、弁護士の方、裁判所にお勤めの方など、沢山参加してください、事務職員以外との交流も深まった1日でした。途中子供達と、バレーボールやボール遊びをして、運動不足の大人達には良い刺激になったみたいです(アルコールが回って最後はダウンしていた役員も居ましたが)。

そして、恒例の遠藤さんのお好み焼きとホットケーキ(!)に、大人も子供も大喜び。最後は、食材も残すことなくきれいに平らげ、

大満足で終了となりました。

来年は天気に恵まれて、綺麗な桜の下でお花見BBQができるといいですね。今回は参加されなかった方も、次回は是非一緒に楽しみませんか？

役員 坂口



同廃におけるチェックリスト

今年の夏、弁護士会より配布された「破産同時廃止申立時におけるチェックリスト等の利用及び提出についての御協力をお願い」という書面、皆さんご覧になりましたか。同時廃止の申立時にチェックリスト及び添付資料一覧表の同時提出がされておらず、かつ、必要な添付資料が不足していること等によって破産財団をもって手続費用を支弁するのに不足すると認めることができない申立については、破産法の原則どおり管財係扱いになる可能性が高くなるそうです。

同時廃止の手続ばかりを多くやっていると忘れがちですが、破産手続は管財手続が原則なんですよね。配当できるだけの財産がないとか、調査の必要性がない等の要件を満たした事案に限り同時廃止の手続が認められており、裏を返せばその要件が満たされていることが明らかでない場合は管財手続となります。

同時廃止の場合、依頼者の出頭回数は1～2回、費用も官報費用と収入印紙・郵券代で済みます。しかし、管財手続となった場合、上記に加えて最低20万円の引継予納金が必要となるほか、破産管財人との打ち合わせや複数回に及ぶ債権者集会への出頭、免責許可を得られるまでの期間が長くなるなど、依頼者の負担は大きくなります。

これまでの個人破産の書式にもチェックリスト等のシートが付いていましたが、申立時に添付していなかった方も多いのではないのでしょうか。チェックリスト等の添付し忘れだけが原因で管財手続に…なんて可能性は低いと思いますが、同時廃止の手続に回してもらえたはずの案件を、不注意で管財手続に回されてしまったのは依頼者申し訳が立ちません。これを機会に、改めて不備のない申立書の提出を心がけたいものですね。

事務職員 O

法律事務所今昔物語 ～この10年間で変わったあれこれ～

私がこの業界で働き始めたのが、平成13年の3月ですから今年で丸11年が経ち12年目に入ったことになります。

働き始めた当初は…なんてたいそうな昔話が出るわけでもありませんが、いくつか変化のあった事柄を。

戸籍・住民票の取得が比較的容易になりましたね。10年前はまだ、戸籍・住民票の電子化の最中でした。まだ、全国全ての戸籍や住民票の電子化が完了してなくて、弁護士から頼まれる度にそれぞれの市町村に郵送申請や直接窓口まで取得しに行った記憶があります。

今でも遠方は郵送で取得することが多いですが、横浜市や川崎市内等、同一市内のものであれば、どこの区役所でも取得することが可能になったりと手続きが徐々に簡素化されていった時期でもありました。私事ですが、この業界で働き始める前に大学卒業後、とある都内のIT企業でアルバイトをしていたことがあり、そのときにその企業が戸籍の電子化の仕事を自治体から請け負い仕事をしていて、その仕事にアルバイトとして関わったことがあったので、なんだ妙な気分になり、今、仕事でその恩恵を受けていると思うと何だか不思議な気持ちです。

同じように不動産等の登記簿の取得方法も変わりましたね。戸籍や住民票以上にその変化は大きいと思います。電子化される前は戸籍と同じく管轄の法務局に郵送や直接窓口まで行って取得していました。電子化の最中にはそれぞれの法務局（特に地方の法務局にはよくやりました）に「電子化完了していますか」等と一回一回確認していました。

今では最寄りの法務局で現在の登記簿であれば、全国何処のものでも（閉鎖謄本は不可）取得できるだけでなくネットで簡単に閲覧・申請することもできるようになりましたね。便利な世の中になりました。

また、内容証明は平成13年2月には電子化されました。最近までは、恩恵を受けることはありませんでしたが、一度覚えてしまえば、これほど楽なことはありません。導入するまでは支払い方法はどうしたらいいか（ク

レジットカードを使用する関係で) きちんと手元に控えは残るのだろうか…等と不安もありました。電子内容証明にも制約はありますが、同一のものを3通作ったり職印や割印を押し最寄りの郵便局まで持参して且つ待たされる手間を考えると格段に楽になったように思います。

私より長くこの業界にいる諸先輩方にはそんなのついでこの間のことと一蹴されそうですが、私にとっては事務仕事が簡素化された大きな事柄です。

一つ残念なことは定額小為替が一通(金額によらず)発行手数料が10円から100円に改定となってしまったのは納得出来ませんし残念ですよね(涙)

今後もより良い方向に行政手続きの簡素化がなされるのを願ってやみません。

溝の口法律事務所 大石

マリン・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。川崎合同, 鈴木(英)または、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

MOC 通信 2012年10月 No.151

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 成松 広持

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 担当 鈴木